

7. 河川空間の利用状況

7.1 河川の利用状況

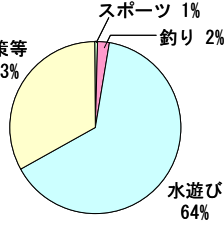
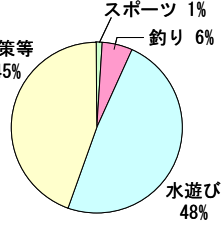
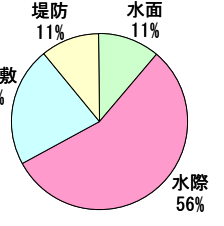
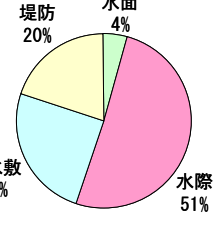
7.1.1 空間利用状況

河川水辺の国勢調査(平成 15 年度河川空間利用実態調査)では、仁淀川の年間河川空間利用者総数(推計)は約 37 万人であり、沿川市区町村人口からみた年間平均利用回数約 4.9 回／人となっている。

利用形態別では、水遊びが 48%と最も多く、全国的に見て、仁淀川の特徴といえる。直轄区間延長あたりの利用者数は「夏の水遊び」全国 3 位、「年間を通した水遊び」全国 5 位に入る。利用場所別には、水際が 51%と最も多く、次いで高水敷が 25%と両方で 76%となっている。

平成 15 年度は平成 12 年度と比べ、夏季の休日、平日が減少し、秋季、冬季の休日が増加している。特に夏季の休日の利用者数が減少したのは、前回の調査日にイベントが開催されたためであり、年間利用者数は、約 15%減少した。利用形態別にみると、散策等が増え、水遊びが減少している。

表 7-1 仁淀川の年間河川空間利用状況

区分	項目	年間推計値(千人)		利用状況の割合	
		平成12年度	平成15年度	平成12年度	平成15年度
利用形態別	スポーツ 	3	4		
	釣り 	9	22		
	水遊び 	279	179		
	散策等 	144	165		
	合計	435	370		
利用場所別	水面 	50	16		
	水際 	241	188		
	高水敷 	97	92		
	堤防 	47	74		
	合計	435	370		

7.1.2 漁業

仁淀川には、面河川漁業協同組合と仁淀川漁業協同組合があり、3 漁業権が許可されている。

農林水産省の統計資料によると、仁淀川における平成 15 年の漁獲量は、合計 155t で、そのうち魚類が 153t となっており、総漁獲高の 99%を占めている。また、最も漁獲量の多い魚種は、アユ（124t）であり、総漁獲高の 80%を占めている。

表 7-2 漁業権設定状況

名称	所在地	漁業権の免許番号	設定区域	対象魚介類名
仁淀川漁業協同組合	高知県吾川郡いの町 4055 番地 5	内共第 513 号	愛媛県境までの仁淀川本・支流	アユ、ウナギ、コイ、アマゴ、モクズガニ
		内共第 101 号	河口～高知市春野町大上	スジアオノリ
面河川漁業協同組合	愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩 2912	内共第 15 号	愛媛県内の仁淀川本・支流	アユ、ウナギ、コイ、アマゴ、ウグイ

表 7-3 仁淀川の漁獲高経年変化(内水面漁業)

(単位：t)

年	H. 6	H. 7	H. 8	H. 9	H. 10	H. 11	H. 12	H. 13	H. 14	H. 15
総漁獲高	288	274	277	246	255	222	201	197	179	155
魚類	275	261	265	243	253	220	197	195	178	153
アユ	216	215	221	198	199	169	154	155	145	124
魚類中アユの割合	79%	82%	83%	81%	79%	77%	78%	79%	81%	81%

出典：高知県農林水産統計年報，中四国農政局高知統計情報事務所
愛媛県農林水産統計年報，中四国農政局愛媛統計情報事務所



図 7-1 漁業権設定状況

7.2 高水敷の利用状況

仁淀川では周辺が田園都市であることもあって、現在、河川敷の利用は、耕作地・採草地に利用されるほかはほとんど例がなく、わずかに公園緑地が1件あるのみである。

仁淀川直轄管理区間の高水敷は、約 3,470 千 m^2 で、約 55%が民有地、約 45%が国有地となっている。

国有地で公園緑地、採草地、耕作地等に利用されている面積は、1%未満である。一方、民有地は、ほとんどが耕作地として利用されている。

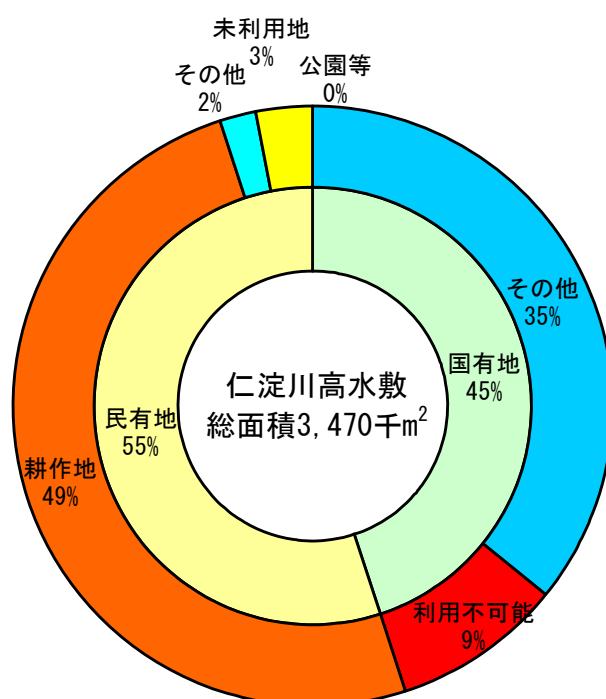


図 7-2 高水敷の利用形態



図 7-3 仁淀川の河川利用状況

7.3 河川環境管理基本計画

(1) 仁淀川水系河川環境管理基本計画の理念

仁淀川の変化に富んだ自然の美しさと清き流れは、人々にやすらぎと自然の恵みを与えてきた。その流域には、数多くの歴史、文化財が見られる。これらは、仁淀川と人々との係りの深さ、歴史の長さを示している。このような仁淀川に対して、豊かな自然環境が次世代に引き継がれるとともに、人と自然の織りなす川の文化が高められ、訪れる人々にさらに広く活用される場となるような期待が増大している。

このような状況を踏まえ、仁淀川水系は流域に息づく多様な自然環境と都市域における人々の暮らしを結び、自然との共生を実感し、魅力ある地域の生活をつくり、交流を促進する主軸としての機能を果たすことが期待されている。そこで、今日のこのような社会的背景を踏まえて、公共の資産である仁淀川水系の望ましいあり方を追求するとともに、河川管理の原点に立ち、治水・利水機能との整合を図り、河川環境の望ましいあり方を基本理念として「仁淀川水系河川環境管理基本計画」を国土交通省が平成2年に策定している。

基本テーマ

自然とふれあいリフレッシュ我が恵みの仁淀川

基本理念

1. 豊かな自然とのふれあいの場の創造

渓谷、清流、緑に代表される豊かな大自然とふれあい、憩える水辺空間を創造する。

2. 地域の活力を育む生き生き空間の創造

人々が心身ともにリフレッシュできるアメニティー空間を創造し、活力のあるふるさとづくりに寄与する。

3. 仁淀川の歴史と文化を学ぶ場の創造

仁淀川流域に多く残っている治水・利水の歴史、沿川の産業や各種文化等と川との係わりについて学びながら、自然環境とふれあえる場を創造する。

図 7-4 仁淀川水系河川環境管理基本計画の基本理念

(2) 仁淀川水系河川環境管理基本計画の拠点地区計画

拠点地区計画では「自然とふれあいリフレッシュ我が恵みの仁淀川」を実現すべく、河川空間利用の中核として、重点的に整備することが望ましい地区を拠点地区として設定している。

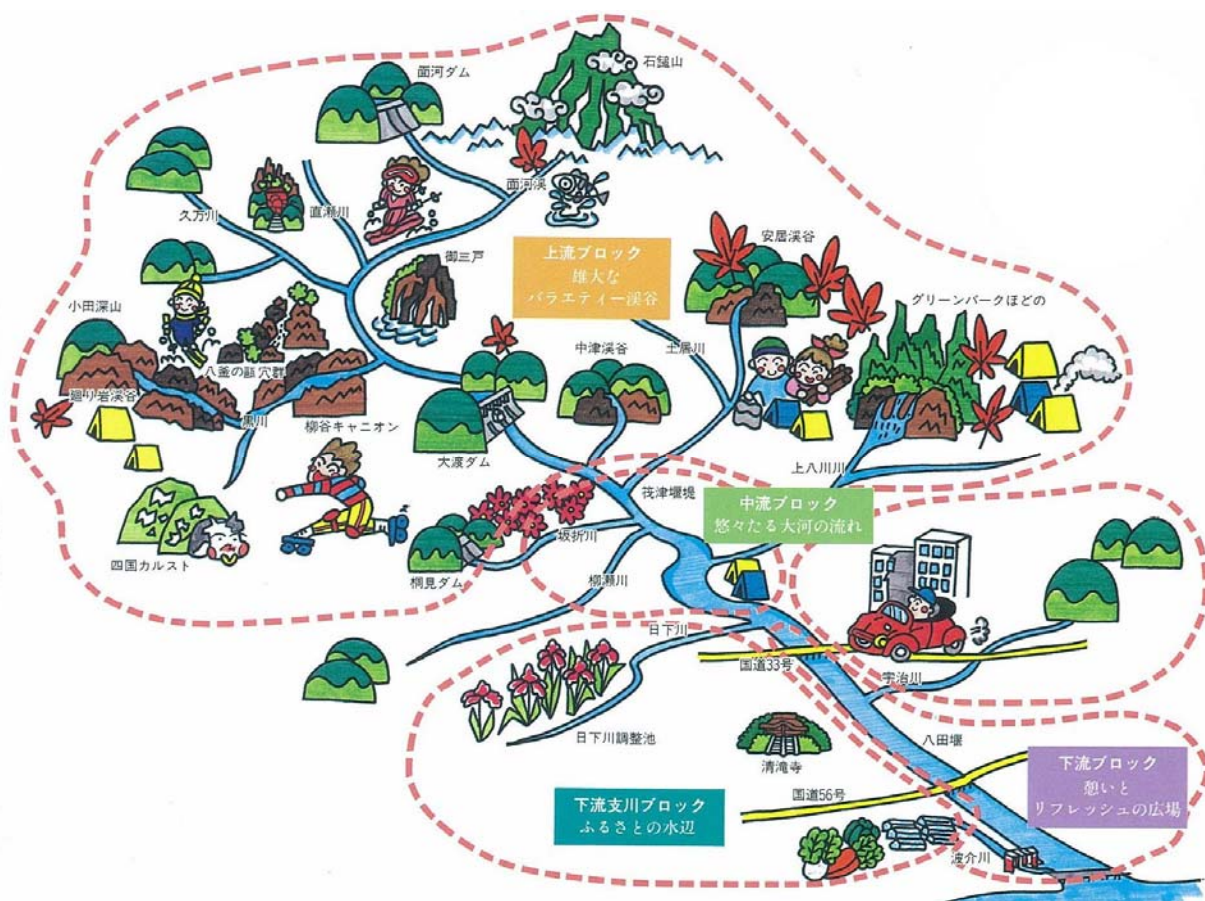


図 7-5 拠点地区イメージ図